

自治会規約

山王 70 区自治会

第1条 名称

この会は、「山王 70 区自治会」という。

第2条 区域

この会は、小田原市東町のうち下表に定める区域に住所を有するものをもって構成する。

町名	丁目	街区番号
東町	1	6～29 番（但し 6・9・10・11 番の一部、12・13 番を除く）
東町	3	1～9 番（但し、4 番の一部、5・6 番、9 番の一部を除く）

第3条 事務所の所在地

この会の事務所は、自治会長宅に置く。

第4条 目的

この会は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、地域の防犯、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持および形成に資する地域的な共同活動を行うとともに自主的防災活動を行い、災害による被害の防止および地域の向上発展を図ることを目的とする。

第5条 事業

この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う

- (1) 会員相互の連絡事務に関する事
- (2) 地域の生活環境の改善および向上に関する事
- (3) 会員相互の親睦、研修会および文化教養の向上に関する事
- (4) 会員の福祉厚生に関する事
- (5) 集会施設の維持管理に関する事
- (6) その他、目的を達成するために必要な事業の実施に関する事
- (7) 防犯灯の設置・管理、青少年の非行防止活動、その他防犯に関する事
- (8) 防災に関する組織、施設、訓練に関する事

第6条 会員

第 2 条に定める区域に住所を有する個人・団体は、すべてこの会の会員

になることができる。

第7条 会費

第4条の目的を達成するために、会員から会費を徴収する

- (1) 会の会費は、1世帯あたり月額367円(年額4,400円)とする。但し、年度途中での入会者は入会月より徴収し、脱会者の既納会費は返却しない。
- (2) 第5条(8)を達成するため、別会計で1世帯あたり月額100円を集金する(防災費)。

第8条 入会

- (1) 会員になろうとする者は、会長に届け出るものとする。
- (2) この会は、正当な理由がない限りこの区域に住所を有する個人・団体の加入を拒んではならない。
- (3) この会の区域に入居した個人または団体に対して、会の趣旨を説明し、加入の案内を行うものとする。

第9条 退会

- (1) 会員が退会する時は、会長に届け出なければならない。
- (2) 会員が次の各号に該当した時は、退会したものとみなす。
 - ① 会の区域内に住居を有しなくなったとき
 - ② 死亡または団体が解散したとき
 - ③ 会費を1年以上滞納し、かつ催告に応じないとき

第10条 役員

この会に次の役員を置く

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名(1名でも可)
- (3) 会計 2名(正・副会計各1名)
- (4) 会計監査 2名(幹事・評議員より各1名)
- (5) 幹事 若干名
- (6) 必要に応じて相談役を置くことができる

第11条 役員を選出

会長、副会長、会計(以下、三役という)および幹事を選出は、選考委員会を設置して、選挙または推薦などにより選出を行い、総会の承認を得るものとする。

- (1) 選考委員会は、幹事3～5名の委員で構成する
- (2) 会計監査は、幹事および評議員の中より、それぞれ互選された者をあて、総会の承認を得るものとする
- (3) 相談役は、役員会または評議員会および総会に出席し、会の重要な事項について助言する
- (4) 自治会幹事のうち、老人会代表・婦人会代表・祭典御輿会代表はそれぞれの出身グループより選出された代表者とする。
また、防災リーダーの選出と氏子代表2名の選出は、選考委員会で選出する
- (5) 三役・幹事は、評議員および代議員を兼任することはできない

第12条 役員構成

- (1) 会長は、この会を代表し会務を統括する
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時、または会長が欠けた時は、その職務を代行する
- (3) 会計は、この会の会計事務を処理する
- (4) 会計監査は、会の業務および会計を監査する
- (5) 幹事は、各事業を分担し会務の執行にあたる
- (6) 相談役は、役員会または評議員会および総会に出席し、会の重要な事項について助言する

第13条 役員の任期

- (1) この会の役員の任期は2年とし、再選を妨げない
- (2) 役員に欠員が生じたときは、第11条により補充することができる。この場合において補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする
- (3) 役員は、引き続き会員である場合に限り、辞任または任期満了の場合においても後任者が就任するまでは、その職務を遂行しなければならない
- (4) 相談役は、役員の任期に準ずる

第14条 評議員

評議員(組長)は、各組を代表し、会の日常業務の運営にあたる。評議員は、各組から選出する。任期は1年とし、再選を妨げない

第15条 代議員

代議員(組長)は総会に出席し、議案の議決にあたる

第16条 会議の種類

この会の会議は、次の通りとする

- (1) 定期総会
- (2) 臨時総会
- (3) 役員会
- (4) 評議員会

第17条 会議の開催

会議の開催は次の通りとする

- (1) 定期総会は毎年1回、臨時総会は役員会が必要と認めたとき、または、会員の過半数以上が要求した時に開催する
- (2) 役員会および評議員会は、必要に応じて随時開催する

第18条 総会

総会は役員および代議員をもって構成し、会長が招集する。

議長は会議員の中から選出する。構成は、各会議員の半数以上(委任状を含む)が出席することを要し、議事は出席代議員の過半数の賛成をもって議決する。可否同数の時は、議長が決定する

総会は、次の事項を議決する

- (1) 事業計画および収支予算に関すること
- (2) 事業報告および収支決算に関すること。
- (3) 規約の制定改廃に関すること。
- (4) 役員を選任および解任に関すること。
- (5) その他、この会の運営に係わる重要事項に関すること

第19条 役員会

役員会は三役、幹事をもって構成し、会長が認めたとき、または役員を過半数以上から請求があったときに開催する。

会議の議長は会長があたる。構成は、役員を半数以上が出席することを要し、議事は出席者の過半数の賛成をもって議決する。可否同数のときは議長が決定する。

役員会は、次の事項を議決する

- (1) 総会が議決した事項の執行に関すること
- (2) 総会に付議すべき事項に関すること
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること

第20条 評議員

評議員会は役員、評議員をもって構成し、会長が招集する。議長は会議員の中から選出し、構成は各会議員の半数以上(委任状を含む)が出席することを要する。評議員は、会の運営上必要な事項を議決する

第21条 議事録

会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

議事録には、議長および出席した会員または役員の中からその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名しなければならない

- (1) 会議の日時および場所
- (2) 会員または役員の現在数
- (3) 会議の出席した会員の数または役員の氏名(書面表決者および表決委任者を含む)
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要およびその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

第22条 資産の構成

この会の資産は、次にあげるものをもって構成する

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 別表に掲げる資産

第23条 事業年度

この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる

(附則)

1. この規約は、昭和 50(1975)年 4 月 1 日から制定施行する
2. この規約は、平成元(1989)年 4 月 1 日から改正施行する
3. この規約は、平成 4(1992)年 4 月 1 日から改正施行する
4. この規約は、平成 4 年 9 月 26 日から改正施行する
5. この規約は、平成 17(2005)年 4 月 1 日から改正施行する
6. この規約は、平成 22(2010)年 4 月 1 日から改正施行する
7. この規約は、平成 33(2021)年 9 月 1 日から改正施行する
8. この規約は、令和 8(2026)年 4 月 17 日から改正施行する